

第九回国会 建設委員會議録 第四号

昭和二十五年十二月四日(月曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長代理理事 田中 角榮君

理事内海 安吉君 理事鈴木 仙八君

理事村瀬 官親君 理事前田榮之助君

逢澤 寛君 淺利 三朗君

小平 久雄君 高田 弥市君

内藤 隆君 西村 英一君

三池 信君 中島 茂喜君

福田 繁芳君 増田 連也君

池田 峯雄君 高倉 宗助君

出席政府委員

運輸事務官 荒木茂久二君

(大臣官房長)

委員外の出席者

議員 川端 佳夫君

議員 原 健三郎君

大蔵事務官 吉田 晴二君

(管財局長)

建設事務官 八卷淳之輔君

(都市局計)

衆議院参事 福原 忠男君

(法制局第 二部長)

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

十二月二日

芦屋国際文化住宅都市建設法案(原

健三郎君外四名提出、衆法第七号)

松山国際観光温泉文化都市建設法案

(川端佳夫君外二十名提出、衆法

第八号)

同日

日々奥川砂防工事施行の請願(佐々

第一類第十六号 建設委員會議録第四号 昭和二十五年十二月四日

本盛雄君紹介(第二四五号) 坂口、中津間筑後川えん堤工事施行の請願(高橋權六君紹介)(第二四七号)

県道三原、吳線改修工事促進の請願(宮原幸三郎君紹介)(第二四八号)

愛知川沿岸地域総合開発事業促進に

関する請願(河原伊三郎君紹介)(第

二四九号)

千曲川堤防修築の請願(小坂善太郎

君紹介)(第二五一号)

新橋、相生橋間国道三十四号線改修

工事施行の請願(大石ヨシエ君紹介)

(第二五二号)

東條川古川橋地域一帯に堤防築設の

請願(吉田吉三君紹介)(第二五三号)

渡良瀬川改修工事施行に關する請願

(小平久雄君紹介)(第二五四号)

日開谷川勝名橋下流の堤防補強並び

にしゆんせつ工事施行の請願(岡田

勢一君紹介)(第二五五号)

道路法の改正並びに東北地方国道開

設の請願(小澤佐重喜君紹介)(第二

五七号)

大淀川上流にえん堤改修の請願(瀧

戸山三男君紹介)(第二五八号)

大隅縦貫道路高須以南の開設工事維

続に關する請願(前田郁君紹介)(第

二五九号)

住宅金融公庫の建設費率引上げ等

に關する請願(淺利三朗君外三名紹

介)(第二六八号)

九州横断道路改修工事施行に關する

請願(原田雪松君外九名紹介)(第二

八三三号)

猿ヶ川えん堤工事に伴う谷内村移転

措置等に關する請願(小澤佐重喜君

外二名紹介)(第二八五号)

日光川改修工事施行に關する請願

(江崎眞澄君紹介)(第二八六号)

内谷川堤防補強工事施行の請願(岡

田勢一君紹介)(第二八七号)

日開谷川上喜來橋上流の堤防補強工

事施行に關する請願(岡田勢二君紹

介)(第二八八号)

川上村総合開発に關する請願(井出

一太郎君紹介)(第二九二号)

葛根田川改修工事促進の請願(山本

猛夫君紹介)(第三一八号)

竹田川改修工事施行に關する請願

(佐々木盛雄君紹介)(第三一九号)

国道二十号線改修工事促進の請願

(稲田直道君紹介)(第三二二号)

同月三日

有明海岸堤防改修工事施行の請願外

一件(平井義一君紹介)(第三三三号)

吉井川下流の改修工事促進に關する

請願(若林義孝君外一名紹介)(第三

五四号)

日南地方の総合開発特定地域指定に

關する請願(田中不破三君紹介)(第

四一五号)

福島町宮崎合ランド建設費国庫補

助の請願(田中不破三君紹介)(第四

一六号)

天神橋改修工事施行の請願(門脇勝

太郎君紹介)(第四一七号)

昆布森村貫通道路開設促進の請願

(伊藤郷一君紹介)(第四一八号)

尼ヶ崎市に防潮堤及び防波堤築設の

請願外一件(吉田吉太郎君紹介)(第

四一九号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二日

北上川流域総合開発事業実施に關す

る陳情書(関西経済同友会代表幹事

大原総一郎外一名)(第一一九号)

福井県下のジェーン台風による災害

復旧に關する陳情書(敦賀市長嶺南

各市町村代表川原興作)(第一二一

号)

キジア台風の災害復旧に關する陳情

書(山口市山口県議會議長清水為吉

外一名)(第一三〇号)

山口県大島郡道路職員振興に關する

陳情書(山口県大島郡久賀町長升井

五郎左衛門外二十六名)(第一三七

号)

建築統計調査費全額国庫負担の陳情

書(福岡市福岡県知事杉本勝次外六

名)(第一四五号)

白砂地帯の砂防工事促進の陳情書

(鹿児島市鹿児島県議會議長増田静

)(第一四八号)

北上川流域総合開発事業実施に關す

る陳情書外一件(仙台市宮城県議會議

議長松沢敬之助)(第一五六号)

近畿地方のジェーン台風による災害

復旧に關する陳情書(大阪市大阪府

耕地協會長村岡隆俊外十八名)(第一

六五号)

京都府下のジェーン台風による災害

復旧に關する陳情書(京都市京都府

議會議長中村庄太郎)(第一七一号)

千葉県田中遊水池堤防工事促進の陳

情書(千葉市千葉県議會議長林英一

郎)(第一七三三号)

利根川築堤工事促進の陳情書(千葉

市千葉県議會議長林英一郎)(第一七

四号)

高瀬川砂防工事施行の陳情書(長野

県北安曇郡平村長傘木要外十名)(第

一七八号)

畿央都市復興土地区画整理事業に關

する陳情書(西四地区復興土地

区画整理委員会連合會長長岡保一外

五名)(第一八七号)

河川総合開発促進の陳情書(福岡市

福岡県庁内九州地方協議會長長福岡

県知事杉本勝次)(第一八八号)

災害復旧事業費全額国庫負担制度維

続実施及び振興の陳情書(山口市山

口県議會議長清水為吉外五名)(第一

九二二号)

兵庫県のジェーン台風による災害復

旧に關する陳情書(神戸市兵庫縣議

會議議長細見達藏)(第二〇三三号)

災害復旧事業に對する住宅復興資金並

びに生業資金に關する陳情書(前橋

市群馬縣議會議長高山和助)(第二〇

四号)

融雪水害による災害復旧事業に關す

る陳情書(仙台市宮城県知事佐々木

家壽治外十三名)(第二〇九号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

芦屋国際文化住宅都市建設法案(原

健三郎君外四名提出、衆法第七号)

松山国際観光温泉文化都市建設法案

(川端佳夫君外二十名提出、衆法

(川端佳夫君外百二十名提出、衆法第八号)

○田中委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が病欠欠席のため、私が暫時委員長の職務を行います。

去る二日付託に相なりました芦屋国際文化住宅都市建設法案、原健三郎君外四名提出、衆法第七号、及び松山国際観光温泉文化都市建設法案、川端佳夫君外百二十名提出、衆法第八号を一括議題といたします。この際、提案理由の説明を求めます。提案者原健三郎君。

芦屋国際文化住宅都市建設法案

芦屋国際文化住宅都市建設法

(目的)

第一條 この法律は、芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境にあり、且つ、住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄與することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 芦屋国際文化住宅都市を建設する都市計画(以下「芦屋国際文化住宅都市建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際文化住宅都市にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 芦屋国際文化住宅都市を建設する事業(以下「芦屋国際文化住宅都市建設事業」という。)は、芦屋国際文化住宅都市建設計画を實施するものとする。

(事業の執行)

第三條 芦屋国際文化住宅都市建設事業は、芦屋市の市長が執行する。

2 芦屋市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、芦屋国際文化住宅都市を完成することについて、不断の活動をしなければならぬ。

(事業の援助)

第四條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、芦屋国際文化住宅都市建設事業が第一條の目的に達し、重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

(特別の助成)

第五條 国は、芦屋国際文化住宅都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を讓與することができ。

(報告)

第六條 芦屋国際文化住宅都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

ない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、芦屋国際文化住宅都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第七條 芦屋国際文化住宅都市建設計画及び芦屋国際文化住宅都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び都市計画法の適用があるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の芦屋特別都市計画事業は、これを芦屋国際文化住宅都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、芦屋市の住民の投票に付するものとする。

松山国際観光温泉文化都市建設法案

松山国際観光温泉文化都市建設法

(目的)

第一條 この法律は、国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄與するため、松山市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 松山国際観光温泉文化都市を建設する都市計画(以下「松山

国際観光温泉文化都市建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際観光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 松山国際観光温泉文化都市を建設する都市計画事業(以下「松山国際観光温泉文化都市建設事業」という。)は、松山国際観光温泉文化都市建設計画を實施するものとする。

(事業の執行)

第三條 松山国際観光温泉文化都市建設事業は、松山市の市長が執行する。

2 松山市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、松山国際観光温泉文化都市を完成することについて、不断の活動をしなければならぬ。

(事業の援助)

第四條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、松山国際観光温泉文化都市建設事業が第一條の目的に達し、重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

(特別の助成)

第五條 国は、松山国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を讓與することが

できる。

第六條 松山国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

(報告)

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、松山国際観光温泉文化都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第七條 松山国際観光温泉文化都市建設計画及び松山国際観光温泉文化都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び都市計画法の適用があるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の松山特別都市計画事業は、これを松山国際観光温泉文化都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、松山市の住民の投票に付するものとする。

(原健三郎君 芦屋国際文化住宅都市建設法案に対する提案理由の御説明を申し上げたいと思つております)

最近の都市計画を見ますと、温泉を中心として、主として観光都市建設に目標があるようであり、芦屋はこれらと趣を異にいたしました。単に

観光都市としてではなくて、外国人の定住する住宅都市を建設しようとするものであります。従来芦屋は近畿地方において好位置を占めておるところから、国際文化人が集積したところから、国際文化人が居住し、その住宅を建設して居る者が多いのであります。

第二の点につきましては、芦屋は京阪神の外国人が集まつておる中心にあることとあります。別言すれば、たとえば古典的文化観光都市たる京都及び奈良へはわずかに六十キロの近くにあり、国際港神戸へは隣接して居るのであります。この近畿の文化の中心に芦屋が位して居るのであります。この恵まれた国際文化的環境に芦屋があることを強調したいのであります。かゝるがゆえに、ここにいわゆる国際人の文化住宅地をつくるのが適当であると考えるのであります。

第三は、将来の計画について若干申し上げたいのであります。幸いに現在芦屋から六甲を経て有馬を結ぶ県道の改修工事が着手されております。この沿線で芦屋市街の中心から約三キロの地点に、五十万坪に及ぶ閑寂住宅地帯があります。ここは理想的住宅地帯で、清々たる清水をたたえた池のほとり、環境は、外人の渴望するにわゆる住宅地に好適であります。芦屋市においては、つとにこの地点に模範的な外人の住宅地帯を建設する計画をもつて、着々準備を進めつつあるような次第であります。さらにまたこの地域にはラジウム及び炭酸温泉の源泉地を最近発見しまして、これまた専門家に発掘の具体的準備を託しており、近くその準備も完了する予定であります。さらにヨット・ハーバーの建設とか、公園墓地の建設等々、外人住宅必須の施設に鋭意盡力する計画を立てておる次第であります。

以上諸般の事情を考慮しまして、外国人の住宅都市として日本において最適地であると確信し、外人を誘致するという国家的線に沿ひまして、日本における最初の外人住宅都市を建設するために本法案を提出いたしました次第であります。特別に予算的措置その他を求めざるわけでもありませんし、いろいろ諸条件もそろつておりますので、何とぞ慎重御審議くださいますと、すみやかに御協賛賜わらんことを切望する次第であります。

御承知のごとく、松山市は瀬戸内海の要衝に当り、ゆたかなる温泉資源に恵まれた文化観光の都市であります。その中央には、鬱然たる老樹にかまされ、天を摩する古典的の象徴、国宝松山城があり、ここより眺望するは、瀬戸内海を一望におさめ、点々暮布せる大小幾多の島々の景勝あり、東に転じて四国脊梁の連山は波濤のごとく、石壁の峻峰がその玉座を占め、あわせてこの山景が抱く溪谷美の極致は見る者の眼を驚かすに足るものであります。また太古より湧き出ております天

下の温泉は、道後温泉場を一郭として、四時遠近の浴客を送迎しており、特に温泉は透明清澄の泉質と他に類を見ないコロイド質をもつて誇りといつたのであります。コロイド質を持つておるといふことは、非常に肌をなだらかにいたしまして、最近松山市に美人がふえておるといふのはもつぱらこのコロイド質によるものであります。特に欧米人はその適温と肌ざわりの快感を好み、日夜浴槽に浸つて、この温泉を礼讃しておるような次第でございます。しかも道後温泉は太古より広く人に知られ、その史実、風土記、万葉集、源氏物語の古典の記録によつて明らかであります。かくて浴場は、いずれも豪華典雅な日本趣味ゆたかな建築物であり、郊外遠近には名勝旧跡多く、観光客遊覽の快楽地として、あらゆる条件を具備しておるのであります。しかし、観光と不離一体たる交通機関について考えまして、松山市を中心として、四国各県は、いまでもなく、中国、九州各都市間は連絡船により縦横に行き交うことができるようになっております。

かゝのごとく、松山市が瀬戸内海の要衝に当り、しかも観光温泉のゆたかなる資源に恵まれておるのみならず、内海特有の気候は、四時温暖にして、大気また清浄の健康地であります。従いまして、松山市を国際観光温泉文化都市として建設いたしますことは、いゆる見えざる貿易による経済の復興と、永久に平和を念願するといふわが国の大理想達成に多大の貢献をもたらすものであると信じて、これが法律的措置を講ずるために、本法案を提出した次第であります。

次に提案理由の御説明の足らざることを補う考えで、逐條的に御説明を申し上げます。

第一條は、この法律の目的を定めたものであります。新憲法のもと、平和文化国家として進むべきことを世界に宣言したわが国として、国際観光事業の振興こそ、重大なる施策の一つであり、国際文化の向上と、世界恒久平和の理想を達成する最たるものであります。ここに松山市を国際観光温泉文化都市として建設し、その観光温泉資源の開発によつて、国際観光事業の振興をはかり、経済復興に寄與せしめんとするものであります。

第二條は、計画と事業とについて規定いたしましたのであります。すなわち第一項は、松山国際観光温泉文化都市計画として、都市計画法第一條に規定されておる交通、衛生、保安経済等に関する、永久に公共の安寧を維持し、または福利を増進するための重要施設の計画のほか、国際観光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を加えるという規定でございます。すなわち都市計画法にいう都市計画は、その範圍が

相当広範囲にわたつておりますが、従来の都市計画の範疇に入らない諸施設の計画が、今後においてあるいは出て来るのではないかと考えられますので、一般都市計画の範圍を拡張し、これに應ずる法制的な用意を設けたのであります。第二項は、松山国際観光温泉文化都市建設事業は、松山国際観光温泉文化都市建設計画を実施するものであるとの意義を明白にいたしましたのであります。

第三條は、事業執行者についての規定でございます。都市計画法におきましては、都市計画事業は行政官が執行するということに相なつておりましたが、特にここにおきまして、地方自治法にいう松山市の市長が執行するといふことになりました。地方自治の確立強化という観点に立つたのでございまして、松山市のみに適用される本法案に基いて行ふ都市計画事業は、当然松山市の市長が執行すべきであるとしたのであります。第二項は、事業執行者である松山市の市長は、内は市民の理解と協力をと遺憾のないように努めるとともに、第四條に規定してありますところの国及び地方団体の関係諸機関の援助を受けることなどについても、絶えず周到な注意と熱意を傾けるために、政治的にも精神的にも不断に活動することを義務づけたのであります。

第四條は松山国際観光温泉文化都市建設事業が第一條の規定で明らかにされましたように、重要な意義を持つことになり、これに照応いたしまして、これを単に主務官庁や事業執行者に一任しておけばよいといった性質のものでな

りません。

りません。

りません。

りません。

りません。

りません。

りません。

りません。

りません。

く、国であると地方公共団体であるとを問はず、積極的に事業が順調に促進されるよう、援助を與えなければならぬという必要性を表明したものであります。

第五條は、特別の助成に關する規定で、本法案の中核ともいえるのであります。国有財産法にいう普通財産の譲與、すなわち無償譲渡の処分を行うについては、国有財産法第二十八條に規定された標準によらなければならぬことは御承知の通りでございます。しかしながらこの第二十八條の規定は、たとえ公共団体において維持修繕の費用を負担した河川、道路等の用途を廢止した場合、これらを、その公共団体に譲與するといふように、当該普通財産を譲與する者に対してのみ譲與することができるとしてあるのでございませぬ。本條におきましては、この制限を除外いたしましたので、重要な意義を持つて、この松山國際觀光温泉文化都市建設事業の用に供するため、必要があるとして、無償で譲與することができるとしたのであります。

第六條は、報告に關する規定であります。第一項におきましては、事業執行者は、その事業の進行状況を六箇月ごとに都市計画を主管する建設大臣に報告することを規定いたしましたのであります。第二項においては、この事業が国家的に重要な事業であるのかんがみまして、同種の最高機関たる国会に対し、毎年一回總理大臣から事業の状況を報告しなければならないということとを規定したのであります。

第七條は、この法律が、特別都市計画法及び都市計画法に對する一種の特別法であるという性格を定めたものであります。

附則の一は、この法律の施行の期日について規定したのであります。

附則の二は、現在まで行つて来た都市計画法事業の、松山國際觀光温泉文化都市建設事業への引継ぎについての経過の規定であります。

附則の三は、住民投票についての規定でありまして、この法律は、松山市のみに適用されるものでありますので、憲法第九十五條の特別法であるとして、憲法第九十五條の特別法であるとして考へられますので、松山市の住民の投票に付する必要があるのだというところを明確に示したものでございませぬ。以上はなほ難解な御説明をいたしたのでございませぬが、何とぞすみやかに御審議を賜りまして、御採択くださることを切望いたしまして御説明を終ります。

○田中委員長代理 以上をもちまして提案者の趣旨説明を終ります。

これより質疑に入りませんが、提案者のほかに建設省都市局の八巻計画課長、大蔵省吉田管財局長、衆議院法制局福原第二部長、以上三君が御出席になつておりますので、当局に對する質疑もあわせてこれを許します。それでは通告順によりまして順次質疑を許します。池田峯雄君。

が、日本はまだ占領国であります。それうたしますと、講和條約の條件として外国人にそれだけの利益を講和條約締結前に與えるのでありますから、これを賠償として差引くということも政府として外國に要求できるかどうか、その点をまずお伺いいたしたいと思ひます。

○田中委員長代理 池田君に申し上げますが、この御質問は非常に廣汎な問題でありまして、現在御出席の方々はちよつとごむりだと思ひますが、いかがでしょうか。

○池田(峯)委員 とにかくこの問題は非常に重要だと思ひます。日本国民の税金は日本国民のために使わなければならぬ。それを何れも外国人の住宅建設のために日本の土地、日本の金を提供するというのは少しおかしいのではあるまいかというところが何と申すのも第一に考へられるのであります。従つて政府として賠償から差引くということの向うさんとの了解でもつておるのでございませぬが、また考へるところもあるものであります。そういう点が考へられませぬと、これは政府の責任ある回答を第一にお伺いしておきたいと思ひるのであります。

○田中委員長代理 池田君に委員長から意見を申し上げますが、池田君のお話の御趣意によりまして、本法案を審議する前提の御質問のようにお考へるようでありまして、私はそうは思ひませぬ。この法案と直接關係があるといふふうにも考へられぬので、これはほかの委員会に御質問になつたらよいのかと思ひますが、いかがですか。

○池田(峯)委員 委員長がそう言ひの

でしたら、一步譲りましてそれでもけっこうですから……。

○川端佳夫君 それではちよつとお答えいたしますが、この法案は外国人にのみ便宜を與えるというふうなことでございませぬで、外人を誘致いたしまして外貨を獲得する、こういうふうな意味でつづられておりますことを御承知願ひたいと思ひます。

○池田(峯)委員 外貨を獲得する場合に當面さしたつてどういふ効果を來しますか。たとえ外国人が來た場合にこれだけ芦屋市に落ちる、あるいは松山市に落ちる、あるいは現在これだけの金が外国人から入つておるのだ、そうしてこれだけ施設ができた場合に、これはだけ落ちるのだという資料がございませぬ、御説明願ひたい。

○原健三郎君 今の川端君の説明で根本的なことは御了解できたと思ひますが、戦前芦屋市に外国人が二千数百人おりました、現在におきましてもこの資料にもありますが、千三百九十七名いることになつております。これらの外国人が芦屋市へ落ちる金は、現在のよりに特別に外人に施設もせず、考慮を拂わないでも、相当多年にわたつて芦屋市を經濟的に潤わして來てくれたのであります。今後若干の施設をするに於いて、外人がたとへば觀光の場合にしまして、一時的に見る人が來ても、相當の金を落してくれるのに、住宅にしまして、定住する人もあります。家族と合せまして、多数の人が定住したつて、金を落し、芦屋市を繁榮さすといふことは論をまたないところでありまして、この点は今後御承知のよりに、神戸市のごとく國際港

が進出し、外人もたくさん入つて來る見通しがついておりました。講和條約も結ばれようとするような機運もあります。最近に、よろしくその受入態勢として最近外人觀光ホテルなどもつくつておりますが、ホテル程度ではわれわれは満足できないので、定住にふさわしい住宅をつくるのが外人のためのみならず、芦屋市に住んでおる市民のためでもあるし、市のためでもあるし、國策上日本全体のためになるかと大信じております。御了承願ひます。

○池田(峯)委員 たいへんかたくお信じになつておられますけれども、具体的にどういふ利益があるか、その点のことは御調査ができておると思ひのであります。数字をお示し願ひたいと思ひるのであります。

○原健三郎君 数字といひましても、外人が平均して幾らというふうな大ざつぱなことはわかりませんが、御承知のよりに、これは現在よりもなお將來に向つてどういふ都市を建設する、その基礎的な法律をつくつていただくというわけで、この法案にもありますように、具体的に何千万円、何億円の国費をさいてただちにやつてくれというふうな裏づけはないのであります。こういう計画を立てまして、それから先ほども申したように、外人が逐次入つて來る見通しのもとにこれをやることは、われわれとしては決して早まったことでもなく、きわめて時宜に適したものであると考へます。何千万、何億とただちに今数字を申し上げるよりも、將來に属することであり、仮定のことを申し上げるのもどうかと思ひのであります。

○池田(峯)委員 私きわめて超黨派的

で進出し、外人もたくさん入つて來る見通しがついておりました。講和條約も結ばれようとするような機運もあります。最近に、よろしくその受入態勢として最近外人觀光ホテルなどもつくつておりますが、ホテル程度ではわれわれは満足できないので、定住にふさわしい住宅をつくるのが外人のためのみならず、芦屋市に住んでおる市民のためでもあるし、市のためでもあるし、國策上日本全体のためになるかと大信じております。御了承願ひます。

○池田(峯)委員 たいへんかたくお信じになつておられますけれども、具体的にどういふ利益があるか、その点のことは御調査ができておると思ひのであります。数字をお示し願ひたいと思ひるのであります。

○原健三郎君 数字といひましても、外人が平均して幾らというふうな大ざつぱなことはわかりませんが、御承知のよりに、これは現在よりもなお將來に向つてどういふ都市を建設する、その基礎的な法律をつくつていただくというわけで、この法案にもありますように、具体的に何千万円、何億円の国費をさいてただちにやつてくれというふうな裏づけはないのであります。こういう計画を立てまして、それから先ほども申したように、外人が逐次入つて來る見通しのもとにこれをやることは、われわれとしては決して早まったことでもなく、きわめて時宜に適したものであると考へます。何千万、何億とただちに今数字を申し上げるよりも、將來に属することであり、仮定のことを申し上げるのもどうかと思ひのであります。

○池田(峯)委員 私きわめて超黨派的

で進出し、外人もたくさん入つて來る見通しがついておりました。講和條約も結ばれようとするような機運もあります。最近に、よろしくその受入態勢として最近外人觀光ホテルなどもつくつておりますが、ホテル程度ではわれわれは満足できないので、定住にふさわしい住宅をつくるのが外人のためのみならず、芦屋市に住んでおる市民のためでもあるし、市のためでもあるし、國策上日本全体のためになるかと大信じております。御了承願ひます。

な立場から、外国人が入つて来てこれだけ金を落して、そのために施設がこれくらいかかった、だから差引このくらいもうかるのだという大體の見通しがなくてどういふ御計画をなさるとはちよつと信じられませんが、その点を聞いておられるのでありますから、どういふ点でありますか、もう一ぺん御質問しておきます。

それからもう一つ、将来外国人が日本にたくさん居住するという見通しでございませぬけれども、いろ／＼アメリカの新聞記者の書いたものを読みまして、そうたくさん日本にアメリカの人間たちが来るというふうな見通しは、これは考えられないように私は思うのであります。特に貿易のための外国人が日本に入つて来るという見通しは、現在のような諸情勢で、つまり中共やあるいはソビエト方面とアメリカの経済圏というものが、一つのカーテンをおいて区切られておるような現状においては、日本に貿易基地を置いて、そしてアメリカの貿易の東洋における発展のためにたくさんアメリカ人が日本に移つて来るというふうなことはちよつと考えられないのではあるまいか。といたしますと現在の外国人のために住宅を提供する——場合によつては、講和條約以後はそういふ外国人はむしろ日本から減少するといふような結果さえ考えられるのではなからうか、そういうことになりませぬと、せつかくここで莫大な金をかけて施設をいたしましても、それは結局むだになつてしまふのではないかと、こういうこと一応は考えてみなければならぬ問題ではないかと思つたのです。ですからそういう点について、どういふ詳細な御

調査並びに資料をお持ちになつていかという点を重ねてお伺いする次第でございませぬ。

○原健三郎君 貿易が將來盛んになるかならぬか、それから今おつしやつたように、アメリカ人がそうたくさん来ないのではないかと、どういふ見通しをなさるのか、お伺いいたします。

鮮におきまして競争がございまして、今おつしやつたようにロシアとか中国の人は来ないかともいふけれども、われわれの都市というものは、現在及び將來に向つて相当長い生命を持つておるものでありまして、今日たまたま二月とか三月とか半年、一年戦争があるから、あるいは米英その他の中共及びソ連と対立しておるから人が来ないというふうには理解しないのであります。われ／＼は、おそらくそのうちに朝鮮の動乱も治まるし、國際平和も来るであろうし、將來日本の生きる道は貿易であるし、貿易になれば少くとも横浜、神戸の港を中心として外人が来るし、戦前の位置になりまして、戦前に比べてもつとはるかに外人が入つて来る、あえてアメリカ人のみならず、中国人その他世界各國の人が貿易のため、観察のため、観光のためにいでになつたと思つておられます。そうして他に關係される人は、近畿地方を舞台として芦屋に定住していただく、こう思つておられます。幾ら出て幾ら入るかというところであります。外人の住宅都市を建設するといふにしても、外人の住宅を芦屋市とか國の費用で建ててやるのはございませぬ。今芦屋の山の方に芦屋市で持つておる五十万

坪の広城な土地があり、今県道道路ができておりますし、そこに池があつて非常にいい土地であり、これを外人に提供してしまふ、それだけでも外人は喜んで自分の費用をもつて自分の家を建ててくださるし、その國家的に、町及び國の費用でいろ／＼な施設をやらなくても、この五十万坪の芦屋から山の上の地域を開放するだけでも、外人は自分の費用をもつて建てると思つて、現に進駐軍や三宮辺に住んでおる外人からもたくさんそういう申込みがあり、その具體的なものに動かされて、芦屋市当局、兵庫県全体、兵庫県当局者が動いてこれを建設しようとしておるのであります。決して國費を濫費してむだ使いをし、税金を國民に課すといふふうなものでないことをよくと御了承願ひたいのであります。

○池田(兼)委員 国有地を住宅地域として開放する、その国有地は現在農耕地として利用されているというふうなことはございませぬか、その点……

○原健三郎君 これは現在農耕地には關係ございませぬ。市で持つておられる、少し手入れをすれば使えるといふので、まあ非常に好都合の、いろ／＼な條件のいい所でございます。道路さえ整備しますと自動車でもつて上れるし、六甲へ道を整備すれば有馬の方から神戸の方へも抜けられるし、非常に恵まれた土地がありまして、芦屋といふ名前も売れておりますし、これを活用して外貨も獲得し、芦屋市のために、近畿の中心地にこういう國際文化都市をぜひつくりたい、こういう切なる願ひであります。よろしくお願ひします。

○池田(兼)委員 外国人がたくさん居住した場合には、風紀その他いろいろ日本の國民に與える影響というものを重視しなければならぬと思つて、もう一つは、日本のいわゆる接客婦と申しますか、やまとなでしこといわれるような人が醜業婦に転落して、たくさんこれが外国人のまわりに集まつているような風景を多々見るのがありますが、こういうことが兒童やその他の教育方面、思想方面、風紀方面に大きく影響しているのではありませんか、私間々そういう実情を目撃しているのではありませんか、そういう点に關しまして、どういふ対策をお持ちでございませぬか。

○原健三郎君 ただいまの池田君のお話であります。私もそれはそうは考えないのであります。現在のうちに占領されておつて、占領しておる軍隊といふような特別な人が一時的に日本におつたような場合におきましては、今言つたような接客婦とか、いろ／＼なことが起ります。日本軍人でも外国へ行つたときには、そういうことが必要であつたといふように、世界の軍人といつても、一時的に占領した場合においては、そういう現象は現われるのであります。それが、それは別に、外国人が貿易をやるのか、観光をやるのか、研究するとかいふような目的で定住するたために来る場合には、妻子をつれて参りますし、そういう人たちは気分もおちついておられますし、決して日本の文化を低めるようなことではなくして、教養のある人が来て家族とともにそこにおちついてやつてくれると、それが日本の文化向上のためにいい結果をもたらすのであつて、今池田君の御心配の

点は、われ／＼の變化都市建設という観点から見ても、決して御心配はいらぬと存じております。

○池田(兼)委員 もう一つお伺いしたいのでありますが、特定の地域に外人が居住したしておりますと、その地域内には日本人として自由に立ち入ることが困難になるような、そういうことが結果として出て参りまして、結局租界地のような、外国人特定の地域が生れて来る。これは日本人の土地ではなくして外国人の土地であるといふようなことになつてしまふのではないかと考えますけれども、そういう点はいかがでございませぬか。

○原健三郎君 その点も、御心配は若干おぼつかないと思つて、そういう外国人だけの地域を区切りまして、日本人が入つていけない——外国人だけおつて、そこでいふゆる賭博場をやるとか、單に町を繁榮させるためには手段方法を選擇せよといふような、そういうふうなものをおもひは企圖いたしておるのではありませぬので、今申したような外国からの貿易者とか、あるいは大学の先生も、いふぶん来ておられます。そういう人がみな家族づれで、そこに住んでいただいて、そのためには若干の便宜を提供してやる——地域的にもいいし、気候もいいし、交通もいいので、現在でもたくさん人が集まつて来ておられます。そこに日本人が居住することができないといふことは少しもありませんので、日本人もお住みになりたい人はおそろく住むことができるようにならう、何も一定の区域を必ずしも外国人専有にするのでなく、日本人でも國際的な居住地に住みたいといふ人におそろく提供してよろしい

のだからと思つております。

○池田(肇)委員 私、その点は非常に重大な問題と考へますので、重ねて御質問するのでありますが、やはり半永久的な居住を希望する者があつて、これらの人が住宅をつくるわけです。それでその住宅の地域として一定の土地が市として予定されているように承つております。そういったしますと、当然その一定の地域は外人の専用地域であつて、その土地に日本人たちが貧弱な家を建てるといふようなことは、これは当然の結果として拒否されることになるのではなからうか、たとえば日本の百姓さんが農屋根をもつて住宅を建てるとは、これは日本人の農莊を建てて、その向うには外人の豪華な住宅が建てられる、これはまあまだ美觀風致を害するから、あの家は立ちのけ、こつちういふようなことは当然考へられるのではなからうか。従つて一定の地域が外人専用の地域になり、ここにはもちろんその外人の御用を承る日本人が立ち入ることは許されるではありませんし、とにかく不細工な服装をした日本のプロレタリア階級が、こつちういふ地域に立ち入るのには、これはちよつとオ・フ・リミットといふことになるのではなからうか、こつちういふことが考へられるのであります。そういうたしますと、實質的にこれは日本の土地でありながら日本の土地ではないといふような結果を招来するのではなからうか。もう一つは警察権の問題です。そういう外国人の住宅地域において何らかの犯罪が行われた場合に、特にこれが連合国人を相手とする犯罪であつた場合に、日本の警察権がどの程度までこれに關與できるか、こつちういふことも考へまして、結局これはかかつて

の治外法権のあつた時代の外国人の地域、横浜その他であつてありましたが、うな、こつちういふ地域と同じような結果になるのではなからうか、それでは、これは日本人として相当考へる余地があるのではなからうか、この点に對する法律防止策があれば別ではありますけれども、そうでないと、外国人に日本人の土地を開放してしまふ、權利を外国人に渡してしまふ、そうしてこれは既得權利として外国人が確保して、どんな時代になつてもこれを返すことが困難である、こつちういふような結果になるのではなからうか。この点、ひとつ明確に、いろ／＼な立場から御説明をお願いしたいと思います。

○原健三郎君 いろ／＼御心配いたしますが、私も決して、昔の治外法権の地域のような、こつちういふ特定の地域をつくらせて、そこに外人だけが治外法権的に住んで、日本人が入つていけないとか、日本の警察権が入つていけないとか、そういう構想をしていて、これはありせん。文化的には、いわゆる文化の高い外国人に定住して、つてそれと文化の交流もするし、経済的には金を落してもらつて繁榮するといふような都市をつくりたいと考へておるのでありますが、その地域に日本人が家を建ててはいかぬ、入つてはいかぬ、警察権が及んではいかぬといふような、治外法権的な場所をつくるという考へは毛頭ございせん。提案の趣旨にも申しましたように、外国人と交際すれば文化の交流もするし、實際の多くなる所にならなからうか、こつちういふ土地をつくるというのでありまして、警察権が及ぶことはもちろん当然であ

ります。それからまた日本人がその土地に住むことができることも当然であり、また、こつちういふ御心配の点は重々承つて、將來ともこつちういふ幣に陥らなからうか、こつちういふ考へております。

○田中委員長代理 村瀬官親君。

○村瀬委員 私は、菅屋国際文化住宅都市建設法案の提案者に二、三お尋ねをいたしておきたいと思つてあります。学生時代に神戸に住みまして、六甲山、再度山一帯のあつた風景、ことにゴルフリンクのごときは、外人が六甲山をもつて第一と称揚して、菅屋国際文化住宅都市建設論に反對の考へは毛頭ないのでありますが、二、三重要な点を伺つておき、必要を感じるのであります。

○今まで特別都市が約十三ばかり本委員会にかかつて通過してあるのでありますが、それはいづれも觀光を主にしたものでありまして、素通りをする外国人をできるだけたくさん誘致して、こつちういふ金をたくさん落して、つて、日本の經濟再建に資するといふのが目的であつたのであります。この菅屋に限りましては、ちよつと今までの特別都市法案と趣を異にいたしました。こつちういふのでありますから、先ほどのお話にありました外國租界の類似のものができるやしないか、治外法権といふようなことが再現しやしないかといふ心配も起つて来るのでございせん。そこで先ほど提案理由の説明にありました、なほお一層この点をほつきりするために伺つておきたいのであります。今の御計画の中には、外国人の住居に適す

る建築地域というものを一定の箇所に限定してつておるのでありますか、あるいは日本人の住宅の間に自由に点々と外国人の家ができるというふうな御計画になつておるのでありますか、それを伺いたい。

○原健三郎君 大体からいいますと、この地図にもあるのですが、山岳地帯の方に一番広い、五十万坪ぐらいの土地があります。それから海水浴その他のことを考へまして、海岸地帯にも空地がございせん。あえて大体の用途をいましては、その山の方、さらに海岸の方、その中間地帯には大體現在家が詰まつておるので、その余地在が少からうと思われ、こつちういふ考へが、その広い場所には外人が住んでおりましたときに、日本人が住宅を建てるとおわれ、これは決して妨げるものではないと思つて、日本人でもこつちういふ御用を希望する人もあります。こつちういふ土地が好ましいといふので、阪神間の知名の人がお住いになり、ともに國際文化人として交渉を保つて進んでいただくことには、われわれは反對ではありせん。

○村瀬委員 もう少しつ込んでお尋ねいたします。これは政府と何方へお伺いいたします。これは政府と何方へお伺いいたします。これは政府と何方へお伺いいたします。これは政府と何方へお伺いいたします。

○村瀬委員 もう少しつ込んでお尋ねいたします。これは政府と何方へお伺いいたします。これは政府と何方へお伺いいたします。これは政府と何方へお伺いいたします。これは政府と何方へお伺いいたします。

對する外人との關係はどうなつておるか、またやがて講和條約がございせんときに、日本の土地を外人がどういふふうに扱ふか、その見通しについて伺いたい。

○原健三郎君 大休市の所有地がたくさんありますので、これを一定の借地料をとつて貸付をしたいと思つております。

○福原法制局參事 外人の土地所有權の問題は、御存じの外人土地法といふものがございまして、相互主義と申します。先方では日本人の土地所有を認め、こつちういふ形であつたと私記憶しております。それで現在は大体において土地所有權そのものを認め、こつちういふ考へておられます。

○村瀬委員 土地所有の問題は、この特別法が火つけとなつて、將來非常に問題を起す余地があると思つて、慎重に政府の方でもお考へをお願いいたします。

○村瀬委員 もう一点伺つておきたいのであります。地方税はまだあまり

詳しく解決してはいないようでありま
す。そこでその地方税から、今度はこ
ういう問題が引出されると思うのであ
ります。結局、そこに市道をつくる
か、あるいは下水その他の問題が起
るのでありますが、そういう場合に、お
そらくこういふ結果が生ずると思うの
であります。自分のところへは自分ら
で下水もやろし、道路も自分でつく
るといふことが考えられると思いま
す。きれいに舗装してしまふ。ちよう
ど自動車の専用道路といったように、
そこは自分らでつくつた道路であるか
ら、使用料をとるといふわけにも行か
ないから、なるべく日本人には通つて
もらわないといふ一つの理詰めの問題
が起りはしないかと思うのであります
が、そういう点に対して、今の芦屋市
としては、どういふふうにお考えであ
りましようか。

○原健三郎君 御心配の点、われ／＼
も心配いたしました。この間も芦屋市
当局、兵庫県知事及び県会議長とも相
談いたしました。この法律が通つた場
合に、道路とか下水、水道その他につ
いて、県も補助を出し、特別にやる
という打合せもいたしました。その程度
のものになるべく市当局でやりまし
て、外国人にかつてにやつてもらわな
いように、市の方で指導いたしたいと
思います。

○内海委員 ちよつと建設当局に承り
たいのです。この前の委員会におい
ても八嶋局長がお見えになつて、この法
案の基本をなすところの都市建設法と
でもいいますか、その基本法をいつこ
ろ一休出すつもりであるかというこ
とをお尋ねいたしました。そしてこうい
う問題を一々議会にかけて検討しなけれ

ばならぬというふうな現状に置いてお
るといふこと自体が建設当局の怠慢で
はないかと思ひます。ところが聞くこ
ろによつて、前国会でわれ／＼の委
員長であつた浅利氏がみずからこの問
題を買つて、各方面に折衝もされた。
また本委員会においても、これはこの
まま放棄しておくことによつていろ
んな問題が起るのではないか、こうい
う見方から、何とかこの基本法を完成
しようじゃないかといふこと、奔走
したのであります。それが遂に会
期切迫のために間に合なかつたので
あります。ところが、前国会におい
ても、首都建設法を初めといたしまし
て、全国十三箇所の特別都市建設法が
議員提出として出され、これを本委員
会においていろ／＼な角度から質問応
答が行われ、そして満場一致遂に可決
確定して、本会議においてもこれが通
つておるような次第なのであります。

○八巻説明員 ただいま内海先生から
この種特別法の基本法をつくつて、次
次にこういふ法律が出る煩を避けたい
どうかというお話がありました。確か
に一つの法律をつくりまして、それを
必要な都市に適用するといふような措
置でやつて行ければ、非常によろしい
のであります。が、実を申し上げます

と、今まで出ました特別法をずつとな
がめて参りますと、首都建設法、それ
から旧軍港市転換法、これを除きまし
て、あとの法律は実体的な規定とい
うものがないのでございます。実体的な
規定として唯一にございましては、國
有財産の無償譲與という規定が唯一の
実体的な規定であります。そのほとん
どの法の大部分は精神的な規定、ある
いは都市の性格を宣明するといふ
な宣言的な規定でございまして、従いま
して法律技術といたしましては、実體
的な効果を得らうといふ以外に、宣
言的なものあるいは精神的なものであ
る限りは、われ／＼法律技術屋とい
たしましては、そういうものをつくる必
要はないんじゃないかといふふうな考
え方があります。ただししかしこれらの宣
言的なものは精神的な規定であつて
も、その意味が全然ないといふこと
はないのであります。都市計画はそ
れぞれの都市の性格に応じて都市を構
成して行くといふ計画であります。か
ら、その都市の性格をはつきり宣明す
るといふことは、その都市の、都市計
画の将来のために非常に重要でござい
ます。またその都市計画を実現して行
くのに、市長及び市民が協力してこれ
を実現して行くといふ意気込みを現
わすといふ点も、法律において宣言す
るといふところにまた相当政治的な意
味があると思ひます。またこういふ
うに地元の市長及び市民の一致した意
向が盛り込まれるところに、またこの都市
をそういうふうな性格の方向に向つて
築き上げて行くことが必要であるとい
ふことを、国会が宣言せられて、これ
に対して國も援助し、地方の關係機
関も援助し、いふふうな、そうした

精神的な規定といふものも非常に重要
であると思ひます。ただししかしながら、
これらの規定は、いわゆる法律上の狭
い意味での実体的な効果を持たないも
のであります。われ／＼が法律技術
者として考えました場合に、結局、基
本法的なものとして規定しなくてはな
らぬのは、都市計画事業のために普通
財産を、ある特定の都市計画事業
のために普通財産を譲與するといふ規
定が問題になるのであります。この問
題は都市計画法の改正と申しますか、
いろ／＼なそういう機会に、国有財産
担当課の方とお打合せいたしました。
将来どういふふうなこの問題を持つて
行くかといふことを、研究しなくては
ならぬわけでございます。従いまして
私どももいたしましては、基本法とい
う仰せがございましたけれども、そう
いう意味で基本法はなかつたりとい
ふ点も申し上げたいと思ひま
す。ただししかし先般東光温泉文化都
市であるとか、観光都市法といふふう
な、ある一つのカタゴリーの中に入る
幾つかのものは、何とかまとまりはし
ないだらうかといふ考え方を保持した
のでございますけれども、しかしながら
その法律を個々の都市に適用するとい
うことになりまして、それ／＼また國
民投票を必要とするところになりまし
て、單獨に法律を出しても、結局同じ
ことになるといふところにこの場合結論
を得たのでございます。その意味にお
いて、基本法は現在の機会において非
常にむずかしい、こう申し上げなけれ
ばならぬと思ひます。

○内海委員 そうですと、この前の
委員会でも八嶋局長は、何とか御期待に
沿うように立法を考慮してみようと言

われた。なお聞くところによると、基
本法の作成は建設省において急いでや
つておられるということも聞いておる
のであります。この一歩進んでひと
つ御説明をお願いいたします。

○八巻説明員 お答え申し上げます。
この前の都市局長の御意向と、私の申
上げたものが違ふといふお話でござ
いまして、きょうちよつと都市局長
は不在でありますので、その点十分都
市局長の方から伺つておられます。従
つて私の申し上げたのは、計画課長と
しての意見でございますので、御了承
をお願いいたします。

○内海委員 ただいま原さんと川端さ
んから御提出になつておられる芦屋
国際文化住宅都市建設法、並びに松山
国際文化住宅都市建設法、この両法
案に対するお考えはどうでございま
すか。

○八巻説明員 芦屋国際文化住宅都市
建設法及び松山国際文化住宅都市
建設法、この両法案につきましては、
ただいまこの委員会へ参りまして初め
て内容を拜見したようなわけでござ
います。その法文に盛られたところ
によると、芦屋は国際文化住宅都市とし
てこれを建設しようといふことでござ
いまして、芦屋の立地条件といひ、従
来性格からいたしまして、まことに
適切であると考えられております。こ
の意味において、私どもの希望として
は、芦屋が現在商業地区としては阪神
と阪急の駅附近に商業地区が若干ござ
いまして、大部分は住宅地区でござ
います。この現在の状態からあまりに商
業地区を多くして、しかも住居地区は、住居
の環境を整備するといふ意味で、住居

専用地区というふうな制度であるとか、そのほかの住居の環境を整備するためのいろいろの措置を講じていたきたい。そういうふうな計画を盛つていただきたいと思つております。

それから松山につきましては、先般来別府、熱海、伊東等につきまして、同じような法律が制定されたのでございまして、松山につきましても、道後温泉を控えて、目下職災都市として道後の一帯を含めまして、今後観光都市として整備されるということ、私どももいたしまして、まことにけつこうなことだと思つております。

○内海委員 大政府当局は、芦屋の問題については、その計画の内容及び都市の性格としてまことに適切であるという賛成の意を表せられ、また松山の問題については、別府、熱海、伊東等の計画から見ても、これもまことに適切である。こういう御意見であります。最近、地方自治法が施行されました。以来、国政の多くの行政権が、中央集権より地方分権へと移行して、今日、でき得るならば、市町村がこういうふうな性格を持つて、すなわちたゞいま建設当局の言われる通り、松山には松山の性格があるがごとく、松山には松山としての性格があり、また芦屋は芦屋としての特異性を持つておる。こういう観点に立つて、今行政制度審議会等においても、多くの中央の行政権を地方の委譲することがよからうというので、行政簡素化の面から見て、また国の根幹をなすところの地方自治の自主的發展というものをわれわれも望んでやまないものであります。す

でに今国会においても、松江市のごとき、一昨日の本会議において満場一致その法案を認められたのであります。ただいま行われた村瀬さん、池田さんの質疑応答の中においても、ほとんど前国会にしばしば議論されたところでありまして、今日にすれば、特異性の一、二の点に対しては多少の質疑応答もあり得るけれども、性格並びにその特異性から見まして、この法案も提案者の御説明も聞き、また池田君並びに村瀬君の質疑応答等より見ますと、政府の賛成もあることでありますから、この機会において前法案と同様に満場一致をもつて可決されんことを望みます。私の意見はこれだけであります。

○前田(業)委員 私はこの両法案の中の第五條に規定してある国有財産の問題並びに第四條には、国及び地方公共団体の関係諸機関はこれを援助しなればならぬというように規定されているのであります。この点についての大蔵当局の御所見をこの際明確にいたしておきたいと思つております。御承知のようにいたしまして、住民投票を終つて成立いたしました法案は十一ありまして、関係市は十四と記憶してあるのであります。これらの法案の中に旧軍港と首都建設法とは、この第五條の普通財産を譲與することができるといふこの條文にも相違があるのであります。従つてこうした特別市法が今後もだん／＼出るだらうということをご予想されるのであります。大蔵当局は従来この種の法案が上程された際に、いかなる援助をし、いかなる予算措置をなすかという質問に対して、予算措置をなすように答弁をされ

ているのであります。現在までいかなる処置を行い、またこれら成立いたしております都市からいかなる要求が出てくるかどうか。

それから先般松江市の問題のとき、たしか建設当局であつたと思つて、まだ具体的な援助ができておらないうち、さういふに承つたのであります。何らの具体的な処置をしておらぬとおつしやるならば、将来こういう都市に對していかなる処置をなそうとされるか。引續いてもう少しつけ加えてお尋ねを申しておきたが、一番最初はこの特別都市として発足いたしましたのは、島、長崎であつたのであります。島、長崎に對しては予算措置が昨年度明確にとられておると思つて、その後のこの種の特別都市がたゞさん出るために、この両都市ともほとんど予算措置が行われておらないように私は見受けるのであります。その点はどうなつておるのか、大蔵当局の御所見を承つておきたいと思つておるものであります。

件もないので処理がされてないので。ただ例の旧軍港換法との関係におきましては、普通財産の譲與でなしに売却してありますとか、延納の関係がありまして、相当広範囲にわたつておりますので、この四市の分につきましては、ただいままで審議会は二回ばかり開きました。大体来年早々くらいには相当の件数がここに実績として出て来る見込みでございます。ただほかの都市につきましてはまださういふ申請も出ておりませんので、具体的な問題になつておりません。一件もございません。

○吉田説明員 ただいまの御質問の点で、主として予算的処置の問題の御質問があつたのであります。その点は、実は所管の主計局関係の方が参りませんとはつきりいたしませんとのことです。ただ先ほど別にお尋ねがありました。たしか国有財産の点につきましては、私の方の所管でございますので、お答えいたしておきたいと思つておるものであります。各々の法律が出ておるのであります。従来からその中にございまして普通財産の譲與の規定に該當して財産の譲與されましたものは、現在までまだ一件もございません。これはまだ申請は一

本法案につきましてはまだ私も具體的な御相談を受けておりませんので、内容についての具體的な問題はつきりいたしません。もちろんたゞは、広島の方にございましては特別会計、つまり一般財産税の關係で物納されたものは約四町四反歩くらいございまして、これは財産税特別会計の關係で当然有償で買収されなければならぬ性質のものでありますけれども、この法律の規定には入つておらぬ性質のものではないかと思つておる。他に二反五畝ばかりの土地がございまして、これはおそろく道路の切れ端のようなものであるとか、あるいはその他の川の堤防の雑種地というふうな、おそろくごくわずかなものではないかと思つておる。また松山市の方は普通財産が三百二十町歩ばかりありまして、相当大なものがございますが、この中にはおそろく松山市の旧飛行場が残つておるのではないかと思つておる。これは実は当時海軍が買収した際に、その買収手續が非常に不完全でありました。

現在本部の方で審査中でありまして、はたしてこれが国有財産であるかどうか非常に疑問であります。現在の見解ではまだ買収されてないものであるというふうな見解がとられておる。それがあれば落ちますと、松山市の方でも普通財産として考えられるものは多くないのではないかと思つておる。いずれにいたしまして、この法律ができました際には、この目的を十分に尊重した際には、この目的を十分に尊重しなければならぬわけでありまして、一方国有財産は御承知の通り最近の政府事情が必ずしも楽なわけにはありませんので、相当税金も重たいような状態でありまして、特に旧軍用財産等は、いわゆる国民の税金によつてつくられておるのでありますから、この処置については相当慎重にいたすことがたしか各委員会でも希望として申し述べられておるに聞いておる。申すので、われ／＼といたしまして慎重に処置をする必要があるというふうな考へておる。

○前田(業)委員 今までに成立した都市で旧軍港都市を除いた都市からの申請はまだ出ておらぬということで、大蔵当局の方ではまだ具體的な問題に對する方針というか、そういう計画等が明確になつておらぬようにいたしまして承つたのであります。この法律は申すまでもなく普通財産を譲與することができるといふのであつて、譲與しなければならぬとか譲與すべしとかいふ規定はないのであります。従つて譲與する場合もあるし、あるいは国有財産法の率に行うという場合も予想されるわけでは

ないかと思つておる。

た場合において、日本国の中で十幾都市というようにたくさんな都市が今後もできると思われるにもかかわらず、大蔵当局の方で確立した方針をきめておかないと、非常な跛行的な状態になるおそれがあるのではないかと。またこれらの都市は国有財産については非常な期待を持つて、あるいは無償等で拂下げになるということを予想して計画等を考えられる場合も相当あるのであります。大蔵当局の方でそれは困るとかなくともかいうことがあつたときには、これらの都市は計画に相違が来るおそれがあると思ひます。私はこれらの都市に對しては、全面的な国もしくは地方公共団体としての援助を行ふのが適當だと思ひますけれども、そこに不公平等が行われることは国の政治としては非常に遺憾なことであるので、この際大蔵省としては、もうすでに充足したこれらの都市があるのだから、そこに一つの基準というものを設けられなければならぬのではないかと思ひますが、それらに對する当局の御意見を承りたいと思ひます。

○吉田説明員 先ほど申し上げました中にその点が落ちておりました。これは恐縮であります。ただいまのお話の点まことに、ごつともございまして、各法律とも必要があるときには譲與することができるといふような規定になつておりました。行政当局の方に非常な広汎な裁量と興えられて、従つて行政当局の方でこれを扱います場合には、非常にむずかしいことになつておるわけです。現在われわれの方といたしましては、広島、長崎の平和都市並びに文化都市につきましては、

大体こういう程度のもはし申請があれば譲與してもよいのではないかと。うことと、たとえ記念会館であるとか、記念図書館であるとか、いふやうな非常にほつきりしたものに對しては、一応關議決定をいたしましてその基準をきめておきます。その他の都市についても大体それに準じてやつて行けばよいのではないかと。うふうに一応考へておるわけであり、しかし何分にもいろいろと、その都市によつて事情も違ひますし、また目的も違つております關係上、それらに對しては今さらに研究をいたして、次第であります。

○前田(榮)委員 国有財産の処置につきまして、ただいま申し上げたように、一定の基準等を設けて不公平のないように援助を興えなければならぬといふことを希望申し上げ、そうしてそのうされることを期待いたしておりましたが、ここでさらさらあらためて御質問申し上げたいのは、国有財産を拂下げることについて、これらの特別都市に對して便宜を興えるといふことは、すでに第五條にきめてあることですが、第四條には終りの方に「その事業の促進と完成とにできる限りの援助を興えなければならぬ」とあり、これは固も地方公共団体もそうこの法文で規定されておるわけであり、そこでこれは国有財産の拂下げをするからそれでよいのだといふことではないに、国有財産の拂下げは五條にきめてあるから、第四條はほかの方面で事業の促進完成に援助を興えなければならぬといふことに相なるものかと思つておるわけであり、そういたしますと、やはり何かの予算的措置を行ふか何かやらなければならぬといふことにならぬと思ひます。が、国は、ここで規定されておるの援助は国有財産の処理以外に何をもつてしようと思つておられるか、これをひとつ志聞かせ願ひたいと思ひます。

○八巻説明員 國及び地方公共団体の援助と申しますのは、物質的の面もありませんし精神的の面もありません。精神的に援助するといつてもこれはただ單なる精神的なことではなく、有形的なもの、技術的援助を興え、あるいは金銭的財政的援助を興えて特別にめんどうを見る、あるいは地方財政等の關係から起債について、もよけいめんどうを見るということになるだらうと思ひます。ただし、しかしながら問題が経費の問題になると、国の財政、地方の財政の面から行きますと制限がございまして、思うやうに行かぬかどうかといふことは、そのときの状況いかんによると思ひます。

○前田(榮)委員 ただいまの御説明では納得が行かないのであります。技術的な援助やその他のことにつきまして、何もここに特別都市なんて言わなくても、日本の都市である限りは建設省その他の日本の政府が相談にあつたり何かすれば当然やることであつて、その上ここにあらためて第四條がかかる明確な明文をもつて規定されている限りは、大体補助その他いふゆる予算的措置といふものは期待されるやうにわれわれは受取るのであります。が、そういうことなしにやるのなら、この第四條といふものはほとんど死文にひとしい、ただここに並べてあるといふだけに終るのではないかと、このことを杞憂するものであります。大体今までの成り立ちましたところの十四の都市に對してもつと、そういう点を考慮するのせぬのか、ここで政府の腹を割つた、これは大臣でなければ答弁ができませんか、そういうことについて何か計画しようといふ考えもあるかどうか。ここでひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

○八巻説明員 この各特別法の規定におきまして、特別の援助をしなければならぬといふことがあつてあります。この特別に援助しなければならぬという規定に基きまして、行政府としては、予算の面でも特別の援助をするように予算を組んで安本当局とか、大蔵当局と折衝はするのでありますけれども、何分にも都市予算といふものが全体として非常に押えられて來て、何をおいてもやらなければならぬのは、戦災復興の仕事であります。その仕事を重点的にやつて行くということになると、ほかのものにまわす予算といふものは非常に限られて來るといふことになり、また一方この都市全体を眺めて参りますと、国会でお通しになつたこの法律の対象となつて、都市だけが重要な都市ではない、ほかにもたくさん重要な都市があります。もちろん国会の御意思を尊重して、それに即応してわれわれは援助をしなければならぬといふことは十分承知しております。その意味において、この限られた予算の中でこれらの都市に重点的に予算の執行をやつて行きたい、こゝろ思つております。

○西村(英)委員 大体同僚の委員から質問がありました、私もただいま提案になつておる法案に對して反對をするものではないと思ひますが、ただ、青屋の国際文化住宅都市建設法、この法案についてお尋ねいたします。今までの質問ができましたように、住宅都市建設法といふことがびんと來ないのです。工業都市に對して住宅都市といふことはありますが、住宅都市といふことは與えられる印象というものが、外国人のために特にいふやうなことになるまで、非常に印象がよくない。しかし提案者の説明から推測できるやうに、松山のような観光都市とあまり内容に對してはかわりがない。ただ外人がいるために交通を便利にしてやつたり、あるいは衛生を重んじたりするといふこととありまして、内容的には大してかわらない。青屋で見ましてもなるほど外人の住宅は多く建てられるでしょうが、やはりそのセンター、ランドなるものは観光に富んで、いふやうなところであり、ただ松山と違ふところは、温泉がないといふことと、す。ですから、私はこの法律の一番初めの住宅都市といふ名称がびんと來ないのです。氣持はわかるのですが、どうも法案としてはどうかと思つて、どうもしるこの名称を私に直させれば、松山には温泉があるが、青屋には温泉がない、外人がいて、また観光専門ではないけれども、やはり観光に關係づけられていふやうな形をとりますから、青屋国際観光文化都市といふやうにすればよい。この住宅都市といふのは、いかに何か特別なことがあり、ますやうに感じられる。また田園都市といふ言葉はござい、これは英國において田園都市といふやうなことで理論づけられておりますが、住宅都市といつても住宅のみではなく、やは

り産業があり、いろ／＼なものがあるが、都市が形成されるのであつて、地区として住宅地帯とは言えるでしょうが、住宅都市というとは何かびんと来ないと思ふ。この点について提案者には何かお考えがあれば承りたいと思ふ。

○原儀三郎君 たいだいまの御説ごもつともでございます、私も同感であります。初めは芦屋園際の下に御説の通りに観光という字を入れてあつたのでありますが、どうも観光というのがあるが、これも観光という、日本中観光都市になつてしまふという点がいゝる議論されて、反対された方がたくさんありましたので、それなら観光であるが、ちよつとひねつて、味をかいて、文化都市では意味がわからないから、芦屋は御承知のように住宅が非常に多いところでございます、わずかに商店があるだけで、あとはほとんど住宅になつております。阪神間の住宅都市として昔から芦屋は割合に名が通つてゐる所でございます。それで観光という字は初めは入つておりましたが、途中でこれを削つたやうなわけで、御趣旨はほとんどかわらないので、そういうわけで、すから御了承を願ひます。

○西村(英)委員 そのひねり方は悪い、すつきりしたことにした方がいいと思ひます。これはすつきり訂正を願うかどうかわかりませんが、懇談会でも開いて私は御相談したいと思ひます。法案そのものにつきましては、よく意味はわかります。

○村瀬委員 たいだいま前田委員が提示されました、第四條、第五條の問題を

もう少し固めておきたいと思ひます。先ほど松山からは三百二十町歩の固有財産が出てゐるが、計算をすればとつと少くなるというお話でありました、その点もう少しはつきり御答弁願ひたい。

それから第四條には「その事業の促進と完成とにできる限りの援助を興へなければならぬ」となつてゐるのであります。第五條には、固有財産法第二十八條の規定にかかわらず普通財産を譲渡することができるのであるが、このことはできる、第四條で援助を興へなければならぬという條文から類推いたしました、第五條で普通財産を譲渡することができるというのは、これはできることであるとすけれども、きつめて重大な支障がない限り当然譲渡せなければならぬという類推解釈ができるのであります。しかるに先ほどの大蔵省の御答弁によりますと、松山市から三百二十町歩出ているけれども、これは慎重な態度で臨みたいという御答弁でありました。慎重な態度というのはどういう意味なのでありますか、それを伺ひたいのであります。

それからまた先ほど記念館その他については大体譲渡するように閣議決定しているということであり、その条件も伺つておきたいのであります。

○吉田説明員 たいだいまの御質問の点でございますが、第五條の條文は、固有財産は、芦屋園際文化住宅都市建設事業の用に供するため必要があると認めるときは、譲渡することができるのであります。松山の問題も多分同じ條文ではないかと思ひま

す。松山の分も、固有は、松山園際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため必要があると認めるときは、法制局という文句が入つておられます。法制局の解釈ではこの必要あると認めるときは、譲渡することができるのであります。従つて園が譲渡することが必要であると認めるときは譲渡するが、必要がある認めない場合は譲渡しないでいい、こういう解釈になつておられますので、従つて先ほどちよつと申し上げましたやうに、国の方に必要があるかないかという認定権と申します、そういう非常に大きな裁量権が興えられてゐる。ですから事務局としては非常な認定がむずかしくなつて来る。この幅が大いものでございまして、各都市の場合、あるいは、各事業に譲渡が必要であるかどうかということまで認定をしなければならぬわけでありまして、そこで園といたしましては、先ほど申し上げましたやうに固有財産というものが非常に重要なものがございますから、建設事業の用に供するからとすつて、それが譲渡できるかといふと、そうではなく、その建設事業の用に供し、しかもその財産は無償で譲渡しなければならぬといふ必要性を認めて譲渡しなければならぬ。従つてその間に非常にいろいろ／＼な段階も考えられるのであります。たとえば広島の平和都市の場合には、かりに同じやうなものが譲渡されなくても、あるいは他の観光都市の場合にはそれが譲渡されないといふやうなことも考えられるので、ただいま申し上げましたやうに、広島、長崎については一応のものができる

が、他のものについてはまだ研究中であります。なほ広島の方に分つては、たいだいまちよつと資料を持つておられますので、あまり詳しいことは申し上げられませんが、先ほど申し上げましたやうに、平和記念館であるとか、あるいは平和記念図書館であるとか、そういうはつきりしたものも譲渡しなければならぬといふやうに決定したのであります。

○村瀬委員 必要な場合に援助を興へなければならぬといふので、必要がなければよいという反對解釈もできまうけれども、もと／＼特別都市計画と一應大な計画がございまして、その計画に従つて、そういう土地なり記念館は必要を生じて来るのであります。計画ができればこの認定を大蔵大臣がするものでありますから、そこに問題が出るのであつて、もしこれを一箇所、この特別都市計画も建設大臣あるいは大蔵大臣、こちらの方の認定をする場合も同じ人であるならばこれは一致するわけでありまして、ただ偶然にもこの必要だといふ場合の認定が大蔵大臣であつて、一方の計画が建設大臣になつて

いるから、たいだいま言われたやうな解釈が出て来ると思ひますが、しかしこの法案全体を流れる精神からいへば、もし松山園際文化温泉都市計画といふものができ上りまして、それに三百二十町歩の土地が必要であるといふことになり、その土地を特別な事情でどうして手放すことができないといふやうな事情がないか、第五條で譲渡するといふことがこの法の精神でなければならぬと思

るのであります。現にそれ以外にこういう法案をせつかく苦心して通しましても恩恵がなすのであります。先ほどからお開きの通り、十一、十三も特別都市建設法が通過しましたけれども、ただ広島、長崎だけに二億七千万円の予算が計上されただけであります、その他の都市には一円の子算も計上されてゐないものであります。この法案の恩恵といふものはこの一点にかかつてゐる。そうすればこの四條と五條の精神をその通り御解釈になつて、これは慎重な考慮などではなしに、ただちに譲渡される御方針をきめるべきであると思ひますが、もう一度御見解を伺ひたい。

○吉田説明員 たいだいまのお話の通り、建設事業の用に供するための必要だけならば、その建設事業が何であるかといふことがきまれば当然出て来る問題であると思ひます。それ以上に建設事業の用に供する必要があるか、普通財産を譲渡する必要があるか、というところまでの認定が必要であるといふところまで、法制局の方でとつておられるやうにこの前の国会で御答弁があつたと記憶しております。そうなりますれば、さらにもう一つの段階として建設事業の用に供するが、その中に譲渡するもの、あるいは譲渡しないもの、この二つの區別が当然されて来ることになつて、従つて今のお話の第四條、第五條を總合いたしました、その二つの段階はやはり残つておられる、譲渡するものと、譲渡しないものができるのだ、こういうことによりわれは解釈してゐる次第であります。

○淺利委員 大分質問も進んだやうで

あります。

ことに先刻ある議員から賛成の意見も述べられているようであり、私も述べたいとしては、党の方針といふことで、討論に入る前に一旦代議士会にかけて後に賛否の意見を表明するといふ通達がありますから、今ここで飛躍的にその点までは進め得ないのではありません。ただこの問題を解決する上において、二、三の疑点をこの際たたくておくことは当委員会の責任だと思ふのであります。

第一には先刻来すでに意見のありました通り、かくのごとき特別法がたたくさん出ているのであります。昨年別府の温泉都市問題が起りました際にも、熱海、伊東等もありました。当時私どもの考えといたしましては、都市計画は、これは自治体が目とすべきものであつて、国家的に見てどうしてもやむを得ないときに、別の国の立法をもつて規定すべきものであるという見解から、日本の観光政策の基本を定め、その基本に合ったものをこれに適用して行くという方針を進みたいといふこととで、当委員会においてはその立法の小委員会もできて、いろいろ研究しておつた際に、遂に別府が当委員会に付託になり、衆参両院を通過いたしました。大関係上、公平の観念から見て熱海、伊東というものが別府と比較して何らその間に軽重は見られぬといふことから、当委員会はこれを通したのであります。先刻建設当局はこの基本法は定められないといふことでありましたけれども、今私どもの考える点から申し上げるならば、あくまでこれは自治体本位で、自治体の計画が正しく、また適正なものであるならば、これを国が援助をするという建前で、国の方と

してはむしろそういう自治体の活動に對して日本の観光政策の上からこれを援助すべきものならば、これを援助するといふより基本立法を設けるべきものである、こういうふうな今でも考えているのであります。建設当局はこの問題についてどうお考えになつてゐるか。先刻のお話では局長と課長の意見が違つてゐるようであり、本日はこの結論は得られないだらうと思ふので、この上ここで説明を求めましても不可能と思ひますから、ただその点にとめまします。以上のような観点からいいますと、特にこの二つの都市建設法について、一、二の点を質問してみたいと思ふのであります。従来の温泉都市、別府、熱海、伊東はいずれもこれは温泉をもつて成立つてゐる町であります。松山は旧城下であり、商工業が中心であつた。道後の温泉はこれに付随してゐるが、温泉中心の都市といふよりは、その他において重大なる意義があるのであります。聞くところによりますと、道後の温泉はその量において、その他において最近幾らか従来のようでないといふようなことも聞いておるのであります。ことに松山市のごときは戦災都市として最も代表される都市でありますので、松山市として考えるならば、国際観光温泉文化都市として考える前に、まずもつて災害復旧に主眼を置くべきではないか。もちろん復旧の途上において、温泉都市として計画することはあり得ると思ふのであります。もしそういうことにしますならば、單に温泉都市という名前によつて松山本来の復旧が阻害されるということであつてはならないし、またそういう場合におい

て、一体国家補助の対象としてはどうなるか。災害復旧の費用を出して、それに温泉都市計画の費用をプラスするのであるか、あるいは温泉都市計画として災害復旧費をこれに織り込むのであるか、予算の建前としてどうわけるのであるか、この点について提案者及び政府の意見をお聞きしたいと思ふのであります。

第二には芦屋の問題であります。これは先刻西村委員から質問があつたように、まことに變な感じをわれわれは持つのであります。芦屋は單に国際人の都市としてばかりでなく、やはり大阪、神戸附近における住宅に重きをおく都市であると思ふのであります。しかしして国際文化住宅都市と掲げてありますけれども、内容を見ますと、わずかに現在千三百九十名の外国人にすぎない。しかもその中には台湾、韓国人とありますが、これはどういふ意味であるか知りませんが、朝鮮人などを含んでおるとすればわずかな人であります。これらの人のために国際観光住宅と申しますか、そういう名前をやるという場合に、国の立法によつてこれに決定した場合に、芦屋の市民はこれにはたしてみんな共鳴する可能性があるかどうか。芦屋も戦災都市であると思ふのであります。戦災復興を先にせずして、国際的ということに重点を置くことが、はたして芦屋市民全体の賛意を得る見込みがあるかどうか。もし議員立法でこれを押しつけて地元の方があることになり得れば、これは重大なことであり得ます。そういう点について、われわれがこの問題を審議する上において確信を得る程度の説明をいたしたいと思ふのであります。

○川端佳夫 ただいま淺利委員からのお尋ねでございますが、松山は御承知の通り非常に戦災を受けましたけれども、市民を中心にいたしまして、県民こそつてこの復旧に熱意をこめてやつて参つておられます。従つてさきに建設大臣から、全国で屈指の復旧熱意をこめた都市であるということと表彰を受けておられることは御承知の通りであります。従つてこの熱意のあるところによりまして、この再建を国際観光温泉文化都市建設に持つて行きたい、こういうふうな市民並びに県民こそつての要望によつてこの法案の御審議を願つておる次第でございます。

○八巻説明員 先刻の淺利先生の御質問に對してお答え申し上げます。災害復旧並びに戦災復興と観光都市とどちらを先にするかというお話でございますが、この点に關しましては戦災復興を第一義的に推進するという信念においてはかわりはないと思ふ。しかししてまた災害を受けた都市の方に重点を置いてやつて行きたいと思ふのであります。さらに余力があれば、それぞれ国会の御要望に沿ひまして、特別都市の計画を推進して行くという方向に向いたいと思つております。

○原三郎君 芦屋市も戦災をこうむつてはおりますが、わずかに二割強程度のもので、もうすでに住宅が建ちまします。一応の復旧はいたしておる次第であります。それで芦屋の町といたしましては、町をどういふ方針によつて繁榮させようかといふことになりますと、わずかに商店があるだけで、ほかには住宅地であります。しかも大阪、神戸に住んでおる人の住宅がここにあるのであります。それで町の性格からいいますと、住宅地とすることに何人も異議はございません。日本人の住宅地といたしましては、すでに飽和状態になつておられます。まだあいた土地もありません。外国人にも住んでいただく、芦屋に国際観光文化住宅をつくりたいという趣旨でありますので、御了承願ひます。

○淺利委員 ちよつと明瞭を欠くのですが、災害復旧並びに戦災復興と特別都市との関係はわかつておるのです。ただ問題は、戦災都市がかくのごとく温泉文化都市として計画された場合に、その予算は戦災復興の予算の中からその分だけをやるのか、あるいはまた戦災復興の方から何割か出して、あとでプラスして温泉文化特別都市としての予算を盛つて行くのか、そういう点を今までどういふふうに取り扱つておるか、また将来どう取扱うか、明確に承りたいと思ひます。

○田中委員代理 ちよつと速記をやめてください。

○八巻説明員 お答え申し上げます。御質問の点は予算の組み方として、特別都市につきましても戦災復興とひつくるお話であらうと思ふのであります。広島、長崎につきましても、戦災復興をひつくるお話であらうと思ふのであります。来年度の予算の要求におきましても、それらの特別都市につきましても、広島、長崎においてやりましたと同じような方式をとつて、安本、大蔵省に要求したのであります。

○田中委員代理 速記を始めてください。

○八巻説明員 お答え申し上げます。特別都市につきましても戦災復興とひつくるお話であらうと思ふのであります。広島、長崎につきましても、戦災復興をひつくるお話であらうと思ふのであります。来年度の予算の要求におきましても、それらの特別都市につきましても、広島、長崎においてやりましたと同じような方式をとつて、安本、大蔵省に要求したのであります。

が、その方向は認められませんが、職災復興の仕事は職災復興事業のわく内
でやれ、そしてその他の幹線街路の費用
であるとか、水利事業であるとか、
こういふようなものはほかの都市と同
じわくの幹線街路事業、あるいは都市
水利施設整備事業のわく内です。これ
のことにはたまたま相なつておりま
す。

○小平(久)委員 私は今申座して
ましたので、あるいは他の方からす
で御質問があつたかと思つたので、
この種の法案を出される根拠につ
きましては、もちろん法律で特別の都市
を建設することをおきめること自体が、
その地方の住民にとりまして相当大き
な力になると思つたが、率直に申し
まして、それ／＼の案の第五條にあ
る、国有財産の譲渡ということが相当
大きいねいではないかと思つたので
す。そこで芦屋の場合には、芦屋市内
にありまして国有地の現状が資料をも
つて説明してありますが、一体どうい
うな国有財産はどのくらいあるのか、
松山市の方もあわせて伺いた
い。

○吉田説明員 実はこの御通知をけ
受取つたものですから、台帳を書き
抜いて一応持つて参りましたが、正確
なものではありません。あるいは後
御訂正しなければならぬかと思つ
ます。先ほどちよつと申し上げまし
たように、松山市の方は大体国有財産
が、そのうち松山市内に旧海軍の飛行
場がありまして、それが現在国有地
であるか、あるいは買収不完全であつ
たために、國にもどすべきものである
か、ということが問題になつておるの

で、それがかりに国有財産でないとい
ふことになる、非常にわずかなもの
になります。

な。芦屋の方につきましては、これ
は私の方の資料が不備なため二百七
五反五畝しか現われておりません。市
の方の資料にはもう少しあるように
思つておりますが、これは後ほどな
お調査してみたいと思つております。

○小平(久)委員 当局の調べがまだ
つきりしてないようでありますが、
提案者の側におきましては、大体ど
ういふものを今後どういふふうにし
るか、大よその目安がもしおありに
なるならば御発表願ひたい。

○原健三郎君 芦屋市で調査したと
ころによりまして、今の政府のとは少
違つておりました、一般国有地が総
面積一万六千坪強、第二の国有林野
面積五十二万三千坪強、こうなつて
おります。現在もうすでに使用の許
可をしていただきまして、城山遊園地
という千八百五十坪のものは公共施
設として無料で拂下げを受け、使用
しております。さらに現在進行いたし
ておりますのは、国有林野の使用に
ついてあります。国有林野の使用に
ついてあります。公園並びにその一部
に墓地、植林をいたしたいと思つて
おります。この使用の了解が進んで
おりますので、できましてこれを公園
並びに墓地などに使用したいと思つ
ております。

○川端佳夫君 松山の関係について
答へ申し上げます。先ほど政府当局
の方からお話がありましたように、飛
行場跡の取扱いの問題がどういふ
ふうになるかということによつて大体

わけて参りますけれども、その飛行場
の中にある地方で呼んでおる場所名、
そういうものをかいつまんで拾つて
みますと、射的場跡というのが約四
万坪ございまして、これは大体飛行
場の中に入つておるものであろう
と思つております。そのほか旧師範
学校跡というのが一万五千坪、練
兵場が約二万五千坪、それから旧
兵舎跡が九万坪、大体こんなふう
なものが対象になるかと考へてお
ります。三百二十町歩という総面積
は、よほど今後法案が通つてからの
折衝によつて変わらぬ点が多いと考
へております。

○小平(久)委員 それ／＼現状は今
の御説明でわかりましたが、さしあ
たりでもおおよそこのうちどのくら
いをこの計画のために利用したい
のか、その目的がもしあるならば
ひとつ承りたい。

○原健三郎君 先ほど申し上げた
ように公園をつくりたいと思つて
、さしあつて一万五千坪、これが
今使用許可の大体の了解がついて、
正式の許可が来るだろうと考へて
おります。さしあつてこれを完成し
て、その次のことは具体的に今計
画を進めておる次第であります。

○小平(久)委員 私の伺つてお
るのは、第五條によつて譲渡を受け
るというのどの程度に計画が立つ
ておるか。そこはまだ決定して
おりません。

はスマートな文化住宅をつくりたい
というふうな計画を持っております
が、そのほかについてはお今後の
計画とあわせて考へて行きたい。こ
ういふふうなことになるかと考へ
ております。

○田中委員長代理 この際お諮り
をいたします。本二法案について、
運輸省観光部長代理といたして
荒木官房長がおいでになつてお
りますので、御意見を徴したいと思
つておりますが、御異議ありません
か。

○田中委員長代理 異議なしと認
めまします。よつてさういふ決
定をいたします。運輸省荒木官房
長。

○荒木政府委員 国際観光の振興
ということが、国際収支の改善と
国際親善の増進に役立つことは申
上げざるまでもないのをごさ
いまして、運輸省といたしまして
は、国際収支の面からいたしま
して、海運事業の発達と国際観光
事業の発達に及ぼす努力をいた
しておるのであります。

一貫してこの種の法案に反対して
おります。その／＼日本の都市計
画に国際という文字を入れ、しか
もその種の法案が次々と出て来
る、おそろしく松島も宇都宮も
それ／＼国際観光文化都市とい
うふうなことが十分予想されま
す。この際お諮りをいたします。本
二法案について、運輸省観光部長
代理といたして荒木官房長がお
いでになつておられますので、御
意見を徴したいと思つておる
のであります。御異議ありません
か。

○田中委員長代理 異議なしと認
めまします。よつてさういふ決
定をいたします。運輸省荒木官房
長。

○池田(重)委員 私は、この国際
文化住宅都市建設法案、それから
松山の国際観光文化都市建設法
案の両案に對して、反対でありま
す。共産党は

足、貧民階級の再生産というものが行われております。中小企業も非常な困難の立場に立たせられております。こういう状態をいかにして救済するか、いかにして復興するかという事は、これは国会においてわれわれが果敢にしなければならぬ重大な任務でなければならぬと思っております。

〔内海委員長代理退席、田中委員長代理着席〕

すなわち国民の大多数が、景色のいい所、温泉の出る所に行つてゆつくりと休んだり、あるいは肺結核で長期の病床に伏せておる人が、そういう景色のいい、気候の温暖な所でゆつくり静養できるような、そういう施設をこそわれわれは考えなければならぬはずなのです。それなのに何を好んで外国人のために国際都市と銘打つて、外国人というのは何か、結局それは米国人だ。そのアメリカ一國の人のための施策をやつて行く、そのために一般大衆を犠牲にして行く。犠牲にしないとおつしやるかもしれません。外貨が落ちるんだといつても、どのくらい落ちるかちつともこれは計算がないではございせんか。大体日本人として、外国人のふところをねらつてそのおぼれを頂戴するというようななじめな根性に日本人がなつてしまつたかと思ひますと、まことに懺悔にたえないのであります。これはバリ島がそうだ。バリ島という所は男が働かないで、女が乳ぶさをぶら／＼させながら外国人にいろ／＼サービスをして、それで食べている国だそうなんです。モナコがそうです。モナコに外国人がばくち打ちに来る。そのばくちのてら銭をもつてモナコの國はやつて行く。日本人もこのバ

リ島の住民やモナコの住民と同じような情ない根性になつてしまつたかと思ひますと、私はまづたく涙が出る。一刻も早くこういふような法案は廃案にしたいと思ひます。国会議員が日本人を本位にし、日本の将来の幸福のために決案を決定するといふような国会に一日も早くなつていただきたいといふことを満場の諸君にお願いいたします。私の反対演説を終りたいと思ひます。

○田中委員長代理 蓬澤寛君。

○蓬澤委員 私は自由党を代表して本案に賛成するものであります。その理由はすでに十数箇の観光都市並びに本日提案になつております。本日は提案になつておる特殊事情を含めた都市の請願が通過してあります。本日提案になつておるような性格を備えておる所なのであります。従ひまして過去に承認をいたしました所と同じ意味合いのものであると思つております。この意味合いにおきまして、私は両法案に對して賛成の意を表します。

○田中委員長代理 村瀬寛親君。

○村瀬委員 私は、ただいま上程せられております松山国際観光温泉文化都市建設法案並びに芦屋国際文化住宅都市建設法案の両案に、国民民主党を代表して賛成の意を表するものであります。

わが國の戦前の正常な貿易状態におきまして、貿易外受取協定によつて相當の部面を培ねばならなかつたのであります。今日は一層その必要に迫られておるのであります。国際

観光に努力することは、決して民族を卑屈にするものではありません。むしろ観光事業は、ただにその地の景色やそのいろ／＼な施設によつて内外人を引きつけるのではなくて、その地方の文化全体、人情風俗すべての條件がそつて、初めてその地が国際観光都市の眞の価値を發揮することになるのであります。むしろ国際観光地をできる限り有効に働かしまして、日本の人心の優美性と文化に目ざめた点を世界に理解せしめる上にも、必ずこれが貢献し得るものであるという観点よりいたしまして、両案に賛成をするものであります。

ただ松山について一言いたしたいのであります。松山は夏目漱石の「坊ちゃん」といふ小説をもつて有名になつております。また正岡子規の俳句によりまして日本に風靡している土地であります。今日あの簡明率直な俳句文學というものが、日本人を理解する上に海外においても研究される傾向にありまふるとき、松山の国際観光——遺後温泉を含んでの国際観光を世界に知らしめるのは、最も時宜に適した措置であると思つております。

次に芦屋についてであります。私は、この芦屋国際文化住宅都市建設法案に對して、一つの強力なる要望をつけて、この法案に賛成をいたす次第であります。それは芦屋国際文化住宅都市建設計画の途上におきまして、いやくも外国租界のにおきを持つような地域の絶対に出現しないこと、治外法權の復活を来すがごときおそれのないように、その都市構成にあつては十分の御注意あらんことを附

帯いたしました。この法案に賛成の意を表するものであります。

○田中委員長代理 前田榮之助君。

○前田(榮)委員 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま上程されておる両案に對して賛成の意を表するものであります。理由は、大体たゞいま村瀬君から述べられたのと大同小異でありますから、重ねて申し上げることを省略いたします。ただ本委員会といたしましては、將來統々出て来るであろう建設法案について、このまゝでは国会の權威あるいは国会としてのいむゆる法案の整理等の上から相當考慮しなければならぬものがあるもので、本委員会においては、將來この種の法案に對して基本的な法案が成立することを希望いたしました。両案に賛成するものであります。

○田中委員長代理 ほかに御発言はありますか。お諮りいたします。これにて討論を終局いたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長代理 御異議なしと認めます。よつて討論は終局いたしました。

次に、両法案を一括して採決いたします。

両法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よつて両法案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。以上の両法案に關する報告書の作成並びに提出手続等につきましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ありませんか。

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長代理 御異議なしと認めます。よつてさうとりはからいませぬ。

なおこの種法案の將來における取扱いにつきましては、ただいま前田榮之助君より発言がありました。追つて理事會に諮ることにはいたしたいと思ひます。

次會開会の日は追つて公報をもつて御通知いたすこととし、本日はこれにて散會いたします。

午後三時五十分散會

〔參照〕

芦屋国際文化住宅都市建設法案(原健三郎君外四名提出)に關する報告書(川端佳夫君外百二十名提出)に關する報告書(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十五年十二月二十日印刷

昭和二十五年十二月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所